

債務保証の対象融資機関

1. 農業信用保証保険法及び同法施行令で定められた「融資機関」は次のとおりです。

- (1) 農業協同組合
- (2) 全国共済農業協同組合連合会
- (3) 農林中央金庫
- (4) 銀行
- (5) 株式会社商工組合中央金庫
- (6) 信用金庫及び信用金庫連合会
- (7) 信用協同組合及び信用協同組合連合会

2. 当協会と債務保証契約を締結している融資機関は次のとおりです。

農業協同組合等	銀行等
青森農業協同組合	株式会社青森銀行
つがるにしきた農業協同組合	株式会社みちのく銀行
ごしょつがる農業協同組合	株式会社岩手銀行
つがる弘前農業協同組合	青い森信用金庫
相馬村農業協同組合	東奥信用金庫
津軽みらい農業協同組合	株式会社商工組合中央金庫
十和田おいらせ農業協同組合	青森県信用組合
ゆうき青森農業協同組合	株式会社秋田銀行
おいらせ農業協同組合	
八戸農業協同組合	
農林中央金庫青森支店	